

不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		非常災害時の土地の収用、処分
根拠法令及び条項		道路法第68条第1項
所管部課係名		インフラ整備部道路管理課管理係
処 分 基 準	関 係 条 項	
	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>【根拠条文】 (非常災害時における土地の一時使用等) 第六十八条 道路管理者は、道路に関する非常災害のためやむを得ない必要がある場合においては、災害の現場において、必要な土地を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、収用し、若しくは処分することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成27年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）